

## 公 告

令和6年5月23日

防衛省陸上自衛隊  
高知駐屯地業務隊長 浅野 正仁陸上自衛隊高知駐屯地における理髪店の設置及び経営に関する業者の募集  
について

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する陸上自衛隊高知駐屯地において、理髪店を設置し、経営を行う業者について次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- 2 設置方法  
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- 3 設置業種及び店舗数  
理容、理髪店1店舗
- 4 公告期間  
令和6年5月31日（金）午前10時から令和6年6月14日（金）午後5時まで
- 5 募集要領の配布
  - (1) 期 間  
令和6年5月31日（金）午前10時から令和5年6月14日（金）午後5時まで（土日・祝日を除く。）
  - (2) 場 所  
〒781-5495 高知県香南市香我美町上分3390番地  
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班  
TEL 0887-56-3471 内線328（担当 厚生班長、厚生係）
  - (3) その他  
募集要領等は、公告期間中に限り中部方面会計隊ホームページに掲載し、高知駐屯地業務隊厚生科厚生班で手交及び電子メールにより配布いたします。
- 6 業者説明会
  - (1) 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。
  - (2) 日 時：令和6年6月18日（火）午前10時～12時
  - (3) 予備日：令和6年9月19日（水）午前10時～12時
  - (4) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地内、厚生センター2階 談話室
  - (5) 内 容：理髪店の募集要領、仕様書、その他、必要事項等について説明します。
  - (6) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑、筆記具
  - (7) 参加希望者
    - ア 別紙「業者説明会参加申込書（FAX用紙等）」
    - イ 参加人員は各業者2名以内
    - ウ 連絡先  
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班  
TEL 0887-56-3471 内線328（厚生班長、厚生係）  
FAX 0887-56-3475

#### 7 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、採点による書類選考、審査を実施し、業者を決定します。

#### 8 選考結果

決定業者に、直接通知致します。

#### 9 その他

細部の内容は、募集要領によります。

業者説明会参加申込書（FAX用等）

会社等の名称	
--------	--

開催場所	参加人数	移動手段	車両の有無	車種及び車番
高知駐屯地 (談話室)				車種： 車番：

番号	氏名	年齢	連絡先（携帯電話番号等）
1			
2			

募 集 要 領  
( 理 髮 店 )

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

## 募集要領

### 1 概要

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する陸上自衛隊高知駐屯地において、駐屯地隊員及び隊員家族等の利便性を確保するため、理髪店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集し、公募要領の透明性、公平性の確保に努める。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 設置施設の所在地及び名称

高知県香南市香我美町上分3390番地  
陸上自衛隊高知駐屯地

### 4 設置条件

- (1) 設置方法  
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の
- (2) 設置業種及び店舗数  
設置施設における設置業種及び店舗数は次表のとおり。

大区分	中区分	小区分	場所
理美容業 (1店舗)	理容業	理髪店	厚生センター 1階

- (3) その他  
別冊第2「仕様書」のとおり。

## 5 業者説明会

- (1) 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。  
(2) 日 時：令和6年6月18日（火）午前10時～12時  
(3) 予備日：令和6年6月19日（水）午前10時～12時  
(4) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地内、厚生棟2階 談話室  
(5) 内 容：理髪店公募に関する募集要領及び仕様書、その他必要事項についての説明  
(6) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑、筆記具  
(7) 参加希望者  
ア 参加人員は各業者2名以内  
イ 別紙第1「業者説明会参加申込書（FAX用等）」  
ウ 連絡先  
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班  
TEL 0887-56-3471 内線328（厚生班長、厚生係）  
FAX 0887-56-3475

## 6 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出  
設置を希望する業者の方は次のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期間内に提出してください。（郵送可能）  
なお、提出された書類は返却できませんのでご了承ください。  
ア 提出書類  
(ア) 別紙第2「申請書」1部  
(イ) 別紙第3-1～別紙第3-3「企画提案書」13部（選考員用含む）  
(ウ) 次の各項目について、必ず記載又は資料を添付してください。  
a サービス内容  
別紙第4「主なサービス予定内容・料金表」  
b 営業日及び営業時間  
c 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード等の対応）  
d ポイントカードの導入、付加サービスの有無  
e 災害発生時の会社及び出店店舗の対応  
f 従業員管理（身元・健康管理等）人員配置  
g 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法  
h 衛生管理方法  
i クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法  
j 防衛省における営業方針（利用する際の利点、他店との違い）  
k 出店前の事業計画（健全な運営及び計画）

- l その他のアピールポイント（理髪技術、表彰等含む）
- m 別紙第5「店舗レイアウト図等（平面図）」
- (エ) 企画提案書付属書類13部（選考員用含む）  
販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）
- (オ) その他関係書類各1部  
公募に参加する業者の方に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出してください。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とします。なお、提出された書類は返納できませんので予めご了承ください。）
  - a 別紙第6「業務確約書」
  - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本）
  - c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
  - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
  - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
  - f 印鑑証明書
  - g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
  - h 別紙第7「誓約書」
  - i 別紙第8「役員名簿」
 （注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができます。

イ 提出先

〒781-5495

高知県香南市香我美町上分3390番地

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班

TEL 0887-56-3471 内線328 担当 厚生班長、厚生係

FAX 0887-56-3475

ウ 提出書類等受付期間

令和6年6月21日（金）午前9時から令和6年7月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止とします。



## 7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定します。

ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とします。

なお、必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程等については、別途通知します。

また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定します。

## 8 決定日等

### (1) 期 日

令和6年8月9日（金）

### (2) 通 知

決定委託業者に直接通知いたします。

## 9 業者決定後の提出書類

理髪店の設置及び経営の業者として決定された者は、次のとおり、(1)の提出書類を(2)の提出先に、(3)の提出期限までに必要書類を提出すること（郵送可）。

### (1) 提出書類

別紙第9「国有財産一時使用申請書」

### (2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

### (3) 提出期限

令和6年9月2日（月）午後5時まで（必着）

## 10 現地調整等

### (1) 日 時：別途調整

### (2) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地

### (3) 携行品：募集要領、仕様書

業者説明会参加申込書（FAX用等）

下記の事項を記入して提出または口頭で連絡してください。

会社等の名称	
--------	--

開催場所	参加人数	移動手段	車両の有無	車種及び車番
高知駐屯地				車種： 車番：

番号	氏名	年齢	連絡先（携帯電話番号等）
1			
2			

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
高知駐屯地業務隊長 殿

〒

本社（店）所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

フリガナ

担当者氏名：

電 話：

F A X：

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する高知駐屯地において、理髪店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

大区分	中区分	小区分

※1 募集要領第4項第2号に基づき記載してください。

※2 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会 社 名 :

1 サービス内容 別紙第4「主なサービス予定内容・料金表」
2 営業日及び営業時間等 (1) 平 日 営業時間： (2) 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間： (3) 休日等
3 精算方法及び種類 レジ（現金）、券売機、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード等 （使用の可否）（200字以内）
4 ポイントカードの導入ポイント付加サービスの有無（200字以内）
5 災害発生時の会社及び出店店舗の対応（200字以内）

※ 様式変更可

6 従業員の管理（身元・健康管理等） 人員配置（200字以内）

7 省エネ・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）

8 衛生管理方法（200字以内）

9 クレーム・要望等又は事故・トラブルが発生した場合の対処（200字以内）

※ 様式変更可

10 防衛省における営業方針（利用する際の利点、他店との違い）（200字以内）
11 出店前の事業計画（健全な店舗運営を計画しているか）（200字以内）
12 その他アピールポイント（理髪技術、表彰等含む）（200字以内）
13 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高

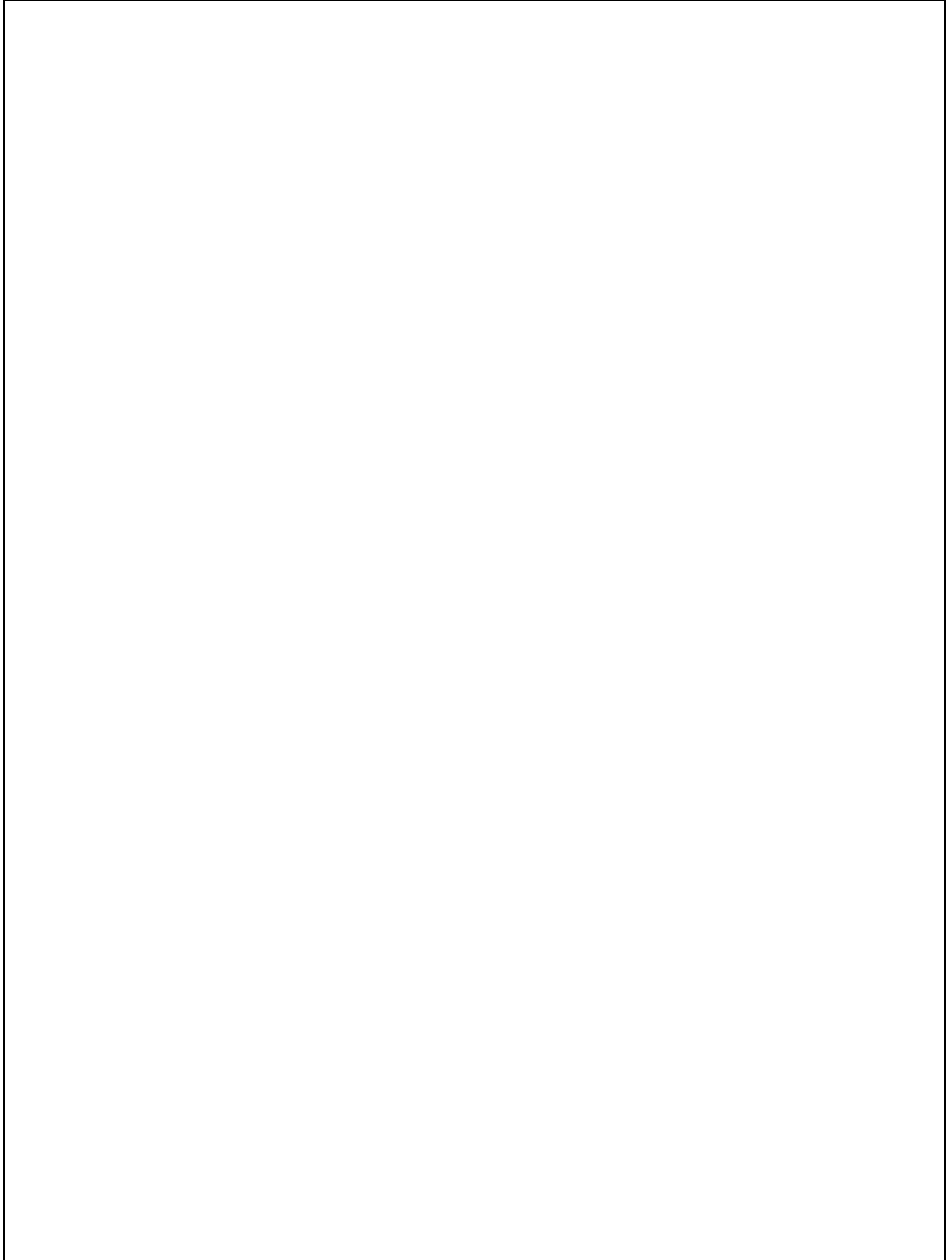
※ 様式変更可

主なサービス予定内容・料金表

内容（項目）	料 金	市場料金

※ 様式変更可

店舗レイアウト図等（平面図）





業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
高知駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊高知駐屯地における理髪店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを誓います。

〒

本社（店）所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

法人・個人の別          法人          ・          個人

フリガナ

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第10により変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称



令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長  
中国四国防衛局長 殿  
(高知駐屯地業務隊長経由)

申請者 住所  
氏 名

印

国有財産（防衛省行政財産）（新規）一時使用申請書  
継続

- 1 使用しようとする財産の所在地及び口座名
  - (1) 所在地 高知県香南市香我美町上分3390番地
  - (2) 口座名 陸上自衛隊高知駐屯地
- 2 使用しようとする物件の明細

区分	財産 番号	種目	構造	細分	数量	価格	備考
土地							
建物							

- 3 使用しようとする理由
- 4 用途又は利用計画
  - (1) 用途 建物：  
土地：
  - (2) 利用計画  
別添「利用計画図」のとおり。
- 5 使用期間
- 6 使用料
- 7 使用条件
- 8 図面  
案内図、利用計画図、平面図、求積図
- 9 その他参考事項  
担当者：

TEL  
FAX

仕 様 書  
( 理 髮 店 )

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

## 仕様書（その1）

- 1 業務件名  
陸上自衛隊高知駐屯地における理髪店の設置及び経営
- 2 業務内容  
理髪店の設置及び経営業務
- 3 相手方の決定  
本業務を行う者については、陸上自衛隊高知駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
  - (1) 本業務を行う者は、理髪店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
  - (2) 国有財産の使用許可は、別紙に示す当該駐屯地等を所管する中国四国防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
  - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
    - ア 国が許可財産を使用するとき。
    - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
  - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前号により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。  
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格  
丙は、次の条件を満たしていること。
  - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
  - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
  - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
  - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料  
丙は、乙に理髪店、の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。  
1平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用許可する時点で決定する。  
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。

## 7 使用許可期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、一度に限り5年以内の期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。

※ 理髪店の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

## 8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において理髪店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

## 11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととする。また、甲及び乙に対して報告すること。

## 12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（業務隊長が指定する者）（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。



## 14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3か月前までに甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。

## 15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 理髪店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。  
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、許可物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) サービスの選定に当たり、常に利用者の要望、需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要なサービス、商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、サービス、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、毎日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上額の報告を翌月10日までに実施し、会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月までに担当職員に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

## 16 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部は、仕様書（その2）1、2のとおり。

## 17 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。

## 18 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

## 仕様書（その2）

- 1 募集業種  
理髪店
- 2 設置場所  
厚生センター1階
- 3 国有財産使用許可面積  
34.80㎡
- 4 国有財産使用料（令和6年度参考）  
年間6,067円/㎡（税込み）  
※ 光熱水料は、別途徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外  
は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、平日、休日ともに0900～1900とし、それ以外は別途協議とする。
- 6 その他の営業条件
  - (1) 国の事業又は緊急時は国が使用（土地）することとし、詳細についてはその都  
度別途協議する。  
なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また既に  
納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。
  - (2) ニーズに合った商品、料金、サービスを提供するように努めること。
- 7 協定書
  - (1) 業者決定後に甲と丙の間で、協定書を締結する。
  - (2) 細部は別途指示する。